

【重要】

**就学支援金の支給を受けるためには、申請手続きが必要となります。
以下について、必ずご確認をお願いします。**

令和8年（2026年）4月10日

保護者各位

北海道札幌東商業高等学校長 藤田 和 秀

高等学校等就学支援金受給資格認定申請のお知らせ

令和8年4月から、高等学校等就学支援金（以下「就学支援金という。」）の支給に関する法律の一部改正により、所得制限の撤廃や国籍及び在留資格等に基づく支給対象者の変更がありました。今後、就学支援金制度の改正作業を行う予定ですが、**受給資格認定申請が必要**となりますので、**手続きをお願いします。**

つきましては、北海道札幌東商業高等学校ホームページ掲載のリーフレット及び申請者向け利用マニュアルを参照し、高等学校等就学支援金オンライン申請システム（e-Shien）（以下、「システム」という。）により、**令和8年（2026年）4月13日から令和8年（2026年）4月20日までに申請してください。**

記

- 1 高等学校等就学支援金の申請が必要となる方
全員

e-Shienによる申請はこちらから→



2 留意事項

- 審査の結果については、7月頃文書でお知らせする予定です。
- パソコンやスマートフォンを所持していない等の理由により、オンライン申請ができない場合には、学校のパソコンから申請を行うことも可能です。希望する場合は、学校へご連絡ください。
- リーフレット及びe-Shien申請者向け利用マニュアルについては、北海道札幌東商業高等学校ホームページに掲載しています。
- 申請者向け利用マニュアル等手続きについては、今後、内容に変更がある場合があります。**
- その他不明な点がある場合や、期日までに申請・提出ができない場合は、事務担当者松本（TEL891-2311）までご連絡ください。